

令和 7 年度スポーツ産業の成長促進事業
「スポーツコンプレックス推進事業（まちづくり連携支援事業）」
審 査 基 準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として予算の範囲内で各評価項目の得点が高いものについて採択案件に決定する。同点の場合は事業内容に関する評価得点が高いものを採択案件とする。

採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

II 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。下記の評価項目及び評価基準に基づき、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。なお、評価得点が 20 点に満たないものについては不合格とする。

〔評価項目〕

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
(「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱」に選定されたスタジアム・アリーナの管理・運営主体及びホームチーム運営事業者等が本事業の事業実施主体である場合には、実績・ノウハウ等として考慮する。)
- (4) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (5) 事業の成果を最大化するために必要な当該分野及び関連分野に関する知識・知見及びネットワークを持っていること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 地方公共団体（スポーツ担当部局に限らず、首長直轄部局や総合計画部局、まちづくり担当部局、産業振興部局等の関係部局を含む）、既存のスタジアム・アリーナの管理・運営事業者及びスポーツチームのみならず、地元の事業者や商工団体、まちづくり関係団体等と連携し、主要な官民ステークホルダーが参画した体制が明確に示され、その他施設やインフラ等の整備・活用を前提とした、十分なエリアマネジメントの下でのまちづくりに資する構想や行動計画等の策定・活動実施を推進するための提案がなされていること。

- (2) 既存のスタジアム・アリーナやプロスポーツ等の活用・連携等による他の施設やインフラ等を総合的・複合的に活用したまちづくりを目的やありたい姿について、単なるスポーツ振興にとどまらない目的を念頭に、検討のための具体的な提案がなされていること。
- (3) スポーツコンプレックスの実現・発展に資するまちづくりと連携した取組に関する、関係者を幅広く巻き込んだ中長期的な構想又は具体的な行動計画の策定・公表に向けて、関連法令・条例との整合の検討を含むなど取組の実現可能性を考慮した、具体的な提案がなされていること。
- (4) 既存のスタジアム・アリーナやプロスポーツ等が周辺施設や周辺地域と連携し、まちの賑わいづくりやまちづくりの政策目的の実現に資する取組の実証について、事業終了後も継続的に自走し継続的に取り組むことを前提とし、効果検証を行うためにステークホルダーと議論し決定する目標（定性・定量）の設定も含めた、具体的な提案がなされ、スポーツを活用した賑わいづくりやまちづくり・地域活性化の先進事例・ロールモデルになると考えられるスタジアム・アリーナ自体の高い集客力を活かした取組であること。
- (5) 主要なステークホルダーを巻き込んだ、目的やありたい姿の検討、構想又行動計画の策定、まちづくりに資する取組の実証に係る手法や内容等の事業の成果が、国や他の団体・地域の参考となり、今後の「スポーツコンプレックス」の推進に高い効果が期待されること。
- (6) 事業規模に必要なとなる経費が適切に示されていること。

3 その他

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

〔評価基準〕

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準
以下の評価基準により 5 段階評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

2 「3（1）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1. 0点
- ・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1. 5点
- ・ 認定段階3＝2. 0点
- ・ プラチナえるぼし認定企業＝3. 0点
- ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0. 5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等

- ・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の次世代法施行規則第4条または平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定）＝1. 0点
- ・ トライくるみん認定①（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定）＝1. 5点
- ・ くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①の認定を除く。））＝1. 5点
- ・ トライくるみん認定②（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定）＝1. 5点
- ・ くるみん認定③（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。））＝1. 5点
- ・ くるみん認定④（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定）＝2点
- ・ プラチナくるみん認定＝3. 0点
- ・ 行動計画（令和7年4月1日以降の基準））策定済（次世代法に基づく一般事

業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定＝2.0点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点